

令和6年度 第1回ふじさわ障がい者プラン検討委員会

2024年（令和6年）5月28日（火）

午前10時から正午まで

藤沢市本庁舎8階8-1・8-2会議室

日 程

委嘱状交付

- 1 開会
- 2 福祉部長挨拶
- 3 委員及び事務局紹介
- 4 代表・副代表選出
- 5 報告事項
 - (1) 障がい者プラン検討委員会の設置目的等について（資料1-1、1-2）
 - (2) 障がい者プランについて（資料2）
 - (3) 障がい者プラン2026（中間見直し）について（資料3）
- （休憩）
- 6 協議事項
 - (1) 今後の会議について（資料4-1、4-2）
 - (2) オブザーバー参加について
 - (3) その他
- 7 その他（資料5、6）
- 8 閉会

【事前配布資料】

- ・令和6年度 第1回 ふじさわ障がい者プラン検討委員会日程
- ・令和6年度ふじさわ障がい者プラン検討委員及び事務局員名簿
- ・資料1-1 ふじさわ障がい者プラン検討委員会設置要綱
- ・資料1-2 障がい福祉施策会議等関連図

（裏面に続く）

- ・資料2 計画体系等について
 - ・資料3 ふじさわ障がい者プラン2026 中間見直しのポイント
 - ・資料4-1 令和6年度藤沢市障がい者総合支援協議会等 スケジュール（予定）
 - ・資料4-2 検討委員会での令和6年度協議事項（案）
 - ・資料5 こども家庭センターについて
 - ・資料6 喀痰吸引等第三号研修(基本研修)開催のお知らせ
-
- ・障がい者プラン（本編）
 - ・障がい者プラン（わかりやすい版）
 - ・重点推進項目検討シート
 - ・第1回藤沢市障がい者総合支援協議会 議事概要

【次回開催日程】

2024年（令和6年）8月26日（月）

午前10時から正午まで

藤沢市役所本庁舎2階2-1会議室

令和6年度 藤沢市障がい者プラン検討委員会 委員名簿

No.	氏名(敬称略)	選出区分	所属等
1	高山 由美子	学識経験者	ルーテル学院大学
2	都築 由美子	障がい児者関係団体の代表	藤沢市自閉症児・者親の会
3	種田 多化子	障がい児者関係団体の代表	藤沢市肢体障害者協会
4	倉垣内 聡美	障がい児者関係団体の代表	藤沢市視覚障害者福祉協会
5	鈴木 宏枝	障がい児者関係団体の代表	肢体不自由児者父母の会
6	八十島 清隆	障がい児者支援関係団体の代表	藤沢市障害福祉法人協議会 社会福祉法人 県央福祉会 モンド湘南藤沢
7	小野田 智司	障がい児者支援関係団体の代表	藤沢市障害福祉法人協議会 藤沢育成会 ふらっと
8	松井 正志	障がい児者支援関係団体の代表	藤沢市障害福祉法人協議会 社会福祉法人 光友会
9	大郷 和成	障がい児者支援関係団体の代表	藤沢市放課後等支援事業者連絡会 NPO法人ラウレア PLAY WORKS リノア
10	戸高 洋充	障がい児者支援関係団体の代表	精神障がい者地域生活支援連絡会 社会福祉法人藤沢ひまわり
11	野村 直樹	市民代表	市民
12	林 美智子	市民代表	市民

事務局

No.	氏名	所属
1	佐藤 繁	福祉部長
2	臼井 健智	障がい者支援課長
3	星野 恭一	障がい者支援課 主幹
4	田口 真由美	障がい者支援課 課長補佐
5	飯沼 泰之	障がい者支援課 主任
6	伊原 友樹	障がい者支援課
7	原田 晶弘	子ども家庭課長
8	斎藤 秀隆	子ども家庭課 課長補佐
9	福岡 麻里	子ども家庭課 上級主査
10	吉田 展章	ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく

ふじさわ障がい者プラン検討委員会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者基本法第11条第3項に規定する障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に規定する障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画を一体的に策定する「ふじさわ障がい者プラン」について検討する、ふじさわ障がい者プラン検討委員会（以下「計画検討委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 計画検討委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域課題の整理に関すること。
- (2) ふじさわ障がい者プランの策定案に関すること。
- (3) ふじさわ障がい者プランの進行管理に関すること。
- (4) ふじさわ障がい者プランの進捗状況に鑑み、藤沢市障がい者総合支援協議会（以下「総合支援協議会」という。）に対する体制整備に向けた意見提案に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか代表が必要と認めること。

(組織)

第3条 計画検討委員会の委員は、12人以内とする。

2 計画検討委員会は、運営を円滑に行うために、運営会議を設置する。

3 計画検討委員会は、運営会議を含むものとする。

(委員)

第4条 計画検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい当事者・家族等団体の代表
- (3) 障がい児者支援関係団体の代表
- (4) 市民代表
- (5) 前4号に掲げる者のほか市長が認めた者

(委員の任期)

第5条 計画検討委員会の委員の任期は、3年以内とする。

- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

(代表及び副代表)

第6条 計画検討委員会に代表及び副代表1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 代表は、会務を総理し、計画検討委員会を代表する。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 計画検討委員会は、市長の要請に基づき、代表が招集する。

- 2 計画検討委員会は、必要に応じて開催するものとする。

(意見等の聴取)

第8条 計画検討委員会において、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第9条 計画検討委員会の委員は、会議において知り得た個人の情報について他に漏らしてはならない。

(運営会議)

第10条 運営会議は、計画検討委員会の代表、副代表、総合支援協議会の代表により構成する。

- 2 運営会議は、計画検討委員会の開催に先立ち開催する。
- 3 運営会議は、次の各号に掲げる事項を検討する。
 - (1) 次回の計画検討委員会における審議内容に関すること。
 - (2) 総合支援協議会からの情報提供及び提案に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか代表が必要と認めること。

(報酬)

第11条 計画検討委員会の委員の報酬は、藤沢市非常勤職員の特別職職員の報酬に関する規則(昭和43年規則第22号)に定めるところによる。

(会議の傍聴等)

第12条 計画検討委員会の傍聴を認める者の定員は10人とする。

2 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。

3 傍聴定員を超えた場合でも代表と委員が協議し、可能な範囲で傍聴できるよう努める。

(庶務)

第13条 計画検討委員会の庶務は、福祉部障がい者支援課、基幹相談支援センター及び子ども青少年部子ども家庭課において処理する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

障がい者総合支援協議会

傍聴10人

設置根拠：障害者総合支援法第89条の3

設置目的：障がい者施策の推進等を図ることを目的とし、障がい福祉に関する関係機関等の連携の緊密化を図り、地域における障がい者支援のための体制整備に関することの協議を行う。

役割：専門部会の総括、障がい者プラン検討委員会からの進行管理上の課題提起への対応、関連会議との情報共有や課題提起等

構成員：医師会の代表、歯科医師会の代表、学識経験者、民生委員児童委員協議会（障がい者部会）の代表、障がい児者関係団体の代表、障がい福祉関係施設の代表、労働関係機関の代表、教育関係機関の代表、障がい者プラン検討委員会の代表、専門部会の代表、市民代表、精神障がい者地域生活支援連絡会の代表、子ども発達支援連絡会議の代表、権利擁護ネットワーク連絡会の代表、難病対策地域協議会の代表、市長が認

計画外課題提案

事業進捗報告・課題提案

神奈川県自立支援協議会

支援

湘南東部障害保健福祉圏域自立支援協議会

かながわ医療的ケア児支援センター
湘南東部圏域ランチ会議

《行政関係》

- ・地域精神保健福祉連絡協議会
- ・精神障がい者地域生活支援連絡会
- ・子ども発達支援連絡会議
- ・権利擁護ネットワーク連絡会
- ・藤沢型地域包括ケアシステム推進会議
- ・地域福祉計画推進委員会
- ・母子保健推進協議会
- ・難病対策地域協議会
- ・発達障がい地域支援会議
- ・進路対策連絡会
- ・進路業務連絡会
- ・委託相談支援事業所連携会議
- ・計画相談支援
- ・障がい児相談支援連絡会
- ・医療的ケア児等コーディネーター等連絡会

《民間》

- ・障害福祉団体連絡会
- ・障がい者スポーツ連絡協議会
- ・障害福祉法人協議会
- ・市内各サービス事業所連絡会等

障がい者プラン検討委員会

傍聴10人

役割：障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画案の作成
障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進行管理

構成員：学識経験者、障がい児者関係団体の代表、障がい福祉関係施設の代表、障がい児関係施設の代表、専門部会の代表、市民代表、市長が認めた者 12人以内

運営会議

役割：関係会議との課題調整、議事、会議資料の調整

構成員：障がい者プラン検討委員会の代表、副代表、当事者関係委員、その他検討委員会の協議題に関連する委員

運営会議

役割：総合支援協議会と専門部会、関係会議との課題調整、議事、会議資料の調整

構成員：総合支援協議会の代表及び副代表、各専門部会からの代表、当事者関係構成員の代表、その他会議の協議題

専門部会

役割：それぞれの分野や領域にかかる地域における課題の抽出、整理、解決のための提言

事務局：基幹相談支援センター・障がい者支援課・子ども家庭課

《関連協議会》

障がい者差別解消支援地域協議会

設置根拠：障害者差別解消法第17条第1項

役割：障がい者を理由とする差別を解消するために必要な情報交換、障がい者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障がい者を理由とする差別を解消するための取組に関する協議等

障がい者支援課

虐待防止センター

子ども家庭課
(こども家庭センター)

保健予防課

健康づくり課

相談支援部会

- ・相談支援体制の評価、拡充に関すること。
- ・計画相談支援・障がい児相談支援の推進に関すること。
- ・安全・安心プランの普及促進に関すること。等

連携支援部会

- ・地域生活支援拠点等の拡充に関すること。
- ・支援人材の育成・確保に関すること。
- ・医療的ケア、難病、困難事例等のチーム支援強化に関すること。

就労支援部会

- ・就労支援体制の充実に関すること。
- ・特別支援学校等からの進路や日中活動支援に関すること。
- ・障がい者優先調達の推進に関すること。

生活支援部会

- ・日中サービス支援型グループホームの評価に関すること。
- ・居住環境の確保・改善に関すること。
- ・重度障がいに対応した生活支援基盤の充実に関すること。

計画体系等について

2 計画の位置づけ

(1) 法律に基づく根拠

計画は、法律により市町村による策定が求められている「障害者計画」に該当する「ふじさわ障がい者計画」と、「障害福祉計画」に該当する「第7期ふじさわ障がい福祉計画」、「障害児福祉計画」に該当する「第3期ふじさわ障がい児福祉計画」という3つの計画により構成されています。

それぞれの計画の法的根拠と計画の目的は次のとおりです。

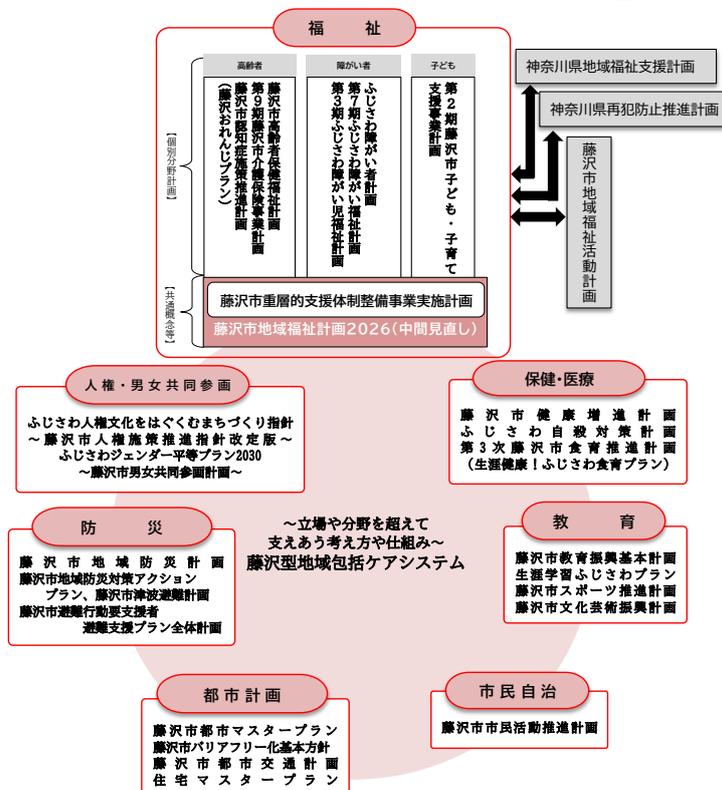
図表 1-1 各計画の法的根拠

計画	法的根拠	計画の目的
ふじさわ障がい者計画	障害者基本法 第11条第3項	障がい者を取り巻く幅広い分野にわたる施策について総合的に推進していくこと
第7期ふじさわ障がい福祉計画	障害者総合支援法 第88条	必要な障がい福祉サービスや地域生活支援事業等を、地域の実情に応じて具体的かつ計画的に提供すること
第3期ふじさわ障がい児福祉計画	児童福祉法 第33条の20	障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保と円滑に実施すること

(2) 藤沢市の他の計画との関係

計画は、福祉分野の総合的な計画である「藤沢市地域福祉計画2026（中間見直し）」に基づく障がい福祉分野の個別計画として、他の個別分野計画との整合性を図りながら策定・推進するものです。

図表 1-2 他の個別分野計画との整合性



出典：地域共生社会推進室「藤沢市地域福祉計画2026（中間見直し）」

3 計画の期間

各計画の期間については、根拠法に基づき「ふじさわ障がい者計画」は6年間、「第7期ふじさわ障がい福祉計画」及び「第3期ふじさわ障がい児福祉計画」は3年間となっています。

計画の最終年度となる2026年度（令和8年度）には、「ふじさわ障がい者計画」の見直しと「第8期ふじさわ障がい福祉計画」及び「第4期ふじさわ障がい児福祉計画」の策定を予定しています。

図表 1-3 計画の期間

2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
藤沢市地域福祉計画2026			藤沢市地域福祉計画2026 (中間見直し)			(次期) 藤沢市地域福祉計画		
ふじさわ障がい者プラン2026			ふじさわ障がい者プラン2026 (中間見直し)			(次期) ふじさわ障がい者プラン		
ふじさわ障がい者計画			ふじさわ障がい者計画 (中間見直し)			(次期) ふじさわ障がい者計画		
第6期 ふじさわ障がい福祉計画			第7期 ふじさわ障がい福祉計画			第8期 ふじさわ障がい福祉計画		
第2期 ふじさわ障がい児福祉計画			第3期 ふじさわ障がい児福祉計画			第4期 ふじさわ障がい児福祉計画		
第2期 藤沢市子ども・子育て支援事業計画				(仮称) 第3期 藤沢市子ども・子育て支援事業計画				
いきいき長寿プランふじさわ 2023 (藤沢市高齢者保健福祉計画 ・第8期藤沢市介護保険事業計 画)			いきいき長寿プランふじさわ 2026 (藤沢市高齢者保健福祉計画 ・第9期藤沢市介護保険事業計 画・藤沢市認知症施策推進計画 [藤沢おれんじプラン])			藤沢市高齢者保健福祉計画・ 第10期藤沢市介護保険事業計 画・藤沢市認知症施策推進計画 (藤沢おれんじプラン)		

ふじさわ障がい者プラン2026改定記念講演

障がい者支援のこれまでとこれから

ふじさわ障がい者プラン2026 中間見直しのポイント



2024年（令和6年）3月30日

【ふじさわ障がい者プラン2026（中間見直し）とは】

- ・ 藤沢市障がい者支援課において策定された障がい福祉に関する計画書
→ 障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会及び藤沢市障がい者総合支援協議会に諮り策定

【見直しの経緯】

- ・ 2021年（令和3年）3月「ふじさわ障がい者プラン2026」を策定
「ふじさわ障がい者計画」 「第6期ふじさわ障がい福祉計画」
「第2期ふじさわ障がい児福祉計画」を一体化
↓
- ・ 計画策定から3年が経過
↓
- ・ 新型コロナウイルス感染症による社会活動の制限など、様々な困難を抱えた状況下にあったこの3年の振り返り
→ 計画の進捗状況や新たな課題の有無を確認
→ 後半の3年間の計画の推進に向けて、現計画の見直し





【ふじさわ障がい者プラン2026（中間見直し）の法的根拠及び内容】

計画	法的根拠	計画の目的
ふじさわ障がい者計画	障害者基本法 第11条第3項	障がい者を取り巻く幅広い分野にわたる施策について総合的に推進していくこと
第7期ふじさわ障がい福祉計画	障害者総合支援法 第88条	必要な障がい福祉サービスや地域生活支援事業等を、地域の実情に応じて具体的かつ計画的に提供すること
第3期ふじさわ障がい児福祉計画	児童福祉法 第33条の20	障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保と円滑に実施すること

【ふじさわ障がい者プラン2026（中間見直し）の期間】

2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
藤沢市地域福祉計画2026			藤沢市地域福祉計画2026 (中間見直し)			(次期) 藤沢市地域福祉計画		
ふじさわ障がい者プラン2026			ふじさわ障がい者プラン2026 (中間見直し)			(次期) ふじさわ障がい者プラン		
ふじさわ障がい者計画			ふじさわ障がい者計画 (中間見直し)			(次期) ふじさわ障がい者計画		
第6期 ふじさわ障がい福祉計画			第7期 ふじさわ障がい福祉計画			第8期 ふじさわ障がい福祉計画		
第2期 ふじさわ障がい児福祉計画			第3期 ふじさわ障がい児福祉計画			第4期 ふじさわ障がい児福祉計画		
第2期 藤沢市子ども・子育て支援事業計画				(仮称) 第3期 藤沢市子ども・子育て支援事業計画				
いきいき長寿プランふじさわ 2023 (藤沢市高齢者保健福祉計画 ・第8期藤沢市介護保険事業計 画)			いきいき長寿プランふじさわ 2026 (藤沢市高齢者保健福祉計画 ・第9期藤沢市介護保険事業計 画・藤沢市認知症施策推進計画 [藤沢おれんじプラン])			藤沢市高齢者保健福祉計画・ 第10期藤沢市介護保険事業計 画・藤沢市認知症施策推進計画 (藤沢おれんじプラン)		



【計画の骨子】

基本理念

すべての人が、障がいの有無にかかわらず、
お互いに助け合い、自分らしく、生活できるまちへ

めざす 社会像

一人ひとりが、地域の中で・・・
<共に理解し、つながることができる社会>
<安心して生活できる社会>
<生きがいをもって生活できる社会>

基本目標

- | | |
|----------------------|------------|
| 1. 尊厳を守り合う社会づくりの推進 | 【共生の基盤づくり】 |
| 2. 支援体制の強化 | 【支援の基盤づくり】 |
| 3. 地域での生活を支える支援の充実 | 【日常生活の支援】 |
| 4. 子どもの育ちを支える支援の充実 | 【療育・教育等】 |
| 5. 社会参加を支える支援の充実 | 【参加・活躍の支援】 |
| 6. 生活の安心を支える社会づくりの推進 | 【安心の基盤づくり】 |



【施策の体系】

基本目標	施策の柱	施策の方向性
------	------	--------

基本目標1 尊厳を守り合う社会づくりの推進		
共生の基盤づくり	1-1 共生のための環境づくり	(1) 障がい理解と心のバリアフリーの促進 (2) 合理的配慮の提供の推進
	1-2 権利擁護の推進	(1) 差別解消と虐待防止の推進 (2) 意思決定支援の推進



基本目標3 地域での生活を支える支援の充実		
日常生活の支援	3-1 一人ひとりの必要に応じた支援の推進	(1) 様々な障がい等に応じた支援の充実 (2) 重度障がいに対応した支援基盤の充実 (3) 障がい当事者の高齢化への対応
	3-2 障がい福祉サービス等の充実	(1) 障がい福祉サービスの充実 (2) その他の福祉サービスや事業との連携 (3) 家族の支援
	3-3 暮らしの場の確保支援	(1) 住まいの確保支援 (2) 入所施設等の整備 (3) 住宅改良の支援

基本目標5 社会参加を支える支援の充実		
参加・活躍の支援	5-1 就労等への参加・活躍支援の推進	(1) 就労支援体制の充実 (2) 様々な仕事や創作活動の充実
	5-2 様々な活動への参加促進や支援	(1) 文化・スポーツ活動の充実 (2) 様々な活動への参加促進 (3) 当事者・家族団体等の活動支援
	5-3 活動の手段や環境の確保	(1) 外出・移動支援の充実 (2) 情報の受発信支援

基本目標	施策の柱	施策の方向性
------	------	--------

基本目標2 支援体制の強化		
支援の基盤づくり	2-1 相談支援の強化	(1) 福祉情報・相談窓口の利便性の向上 (2) 相談支援体制の拡充 (3) 計画相談支援・障がい児相談支援の推進
	2-2 連携による支援体制の強化	(1) 横断的な協議体制の確保 (2) 地域における支援体制の構築
	2-3 支援・サービス提供体制の確保	(1) サービス提供施設・事業所の充実 (2) 支援人材の育成・確保

基本目標4 子どもの育ちを支える支援の充実		
療育・教育等	4-1 障がいの早期発見と乳幼児期における発育・発達支援の充実	(1) 障がいの早期発見・早期対応の推進 (2) 保育・療育の充実
	4-2 学齢期における教育等支援体制の充実	(1) 学校教育の充実 (2) 様々な学びや体験機会の充実
	4-3 切れ目のない障がい児支援の充実	(1) 成長に応じた発達支援の充実 (2) 障がい児支援サービスの充実 (3) 子育ての支援

基本目標6 生活の安心を支える社会づくりの推進		
安心の基盤づくり	6-1 保健医療体制の確保	(1) 健康増進・リハビリの推進 (2) 受診しやすい医療体制の確保 (3) 医療的ケアと家族への支援環境の整備
	6-2 緊急時対応・災害対策等の強化	(1) 緊急時支援の確保 (2) 災害対策・感染症対策の強化
	6-3 経済的な支援	(1) 経済的な支援

【見直しの重点項目】

基本目標

1 尊厳を守り合う社会づくりの推進

2 支援体制の強化

3 地域での生活を支える支援の充実

4 子どもの育ちを支える支援の充実

5 社会参加を支える支援の充実

6 生活の安心を支える社会づくりの推進



重点項目

- 共生のための環境づくり
- 権利擁護の推進

- 相談支援の強化
- 連携による支援体制の強化
- 支援・サービス提供体制の確保

- 一人ひとりの必要に応じた支援の推進
- レスパイトなどの在宅生活支援の拡充
- 暮らしの場の確保支援

- 成長・発達に合わせた療育環境の支援
- 支援の充実と保護者への適切な情報の提供
- 医療的ケア児等への支援の充実

- 就労等への参加・活躍支援
- 地域活動への参加に向けた支援
- スポーツや文化芸術活動の推進
- 情報取得や意思疎通支援の推進

- 医療的ケアの必要な人への支援の充実
- 緊急時・災害対策等の強化
- 経済的な支援の推進

【社会的な課題・要請・キーワード】

○ 障がい理解・差別・偏見 → 地域共生社会・インクルージョンの実現

○ 合理的配慮・バリアフリー → 情報保障、わかりやすい版

○ 支援の専門化、特化 → 医療的ケアや強度行動障がい者への対応

○ 個人や家庭の抱える問題の複雑化・複合化 → チーム支援、多職種連携

○ 障がい者・介護者の高齢化 → レスパイト、親なき後の対応

○ 障がい特性に応じた支援 → 地域移行

○ 子ども・子育て支援 → 医ケア児、早期療育



令和6年度 藤沢市障がい者総合支援協議会等 スケジュール(予定)

会議名称	役割	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
藤沢市障がい者総合支援協議会 (総合支援協議会)	・専門部会の総括 ・障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画案の策定に関すること ・関連会議との情報共有や課題提起等		5月16日(木) 10:00~12:00 5-1.5-2会議室					10月10日(木) 10:00~12:00 5-1.5-2会議室			1月27日(月) 10:00~12:00 5-1.5-2会議室			
運営会議(総合支援協議会)	・総合支援協議会と計画検討委員会の方向性の調整 ・議事、会議資料の調整						第1回			第2回				
藤沢市障がい者総合支援協議会	相談支援部会			第1回	6月~9月に 第1回、2回専門部会を実施		第2回		第3回 11月~12月に 第3回専門部会を実施					
	連携支援部会	・地域生活支援拠点等の拡充、支援人材の育成・確保などの協議		第1回	6月~9月に 第1回、2回専門部会を実施		第2回		第3回 11月~12月に 第3回専門部会を実施					
	就労支援部会	・就労支援体制の充実、特別支援学校等からの進路や日中活動支援などの協議		第1回	6月~9月に 第1回、2回専門部会を実施		第2回		第3回 11月~12月に 第3回専門部会を実施					
	生活支援部会	・日中サービス支援型グループホームの評価、居住環境の確保・改善などの協議		第1回	6月~9月に 第1回、2回専門部会を実施		第2回		第3回 11月~12月に 第3回専門部会を実施					
	ふじさわ障がい者プラン検討委員会 (計画検討委員会)	・障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画案の作成 ・障がい者計画・障がい福祉計画の進行管理		5月28日(火) 10:00~12:00 4-1.4-2会議室			8月26日(月) 10:00~12:00 2-1会議室		10月21日(月) 10:00~12:00 8-1.8-2会議室			1月20日(月) 10:00~12:00 6-1会議室		
	運営会議(計画検討委員会)	・総合支援協議会と計画検討委員会の方向性の調整 ・議事、会議資料の調整				第1回		第2回			第3回			

検討委員会での令和6年度協議事項（案）

令和6年度のふじさわ障がい者プラン検討委員会での協議事項については、所掌事務に従い、次のとおりとしたいと考えます。

1 所掌事務

ふじさわ障がい者プラン検討委員会の設置及び運営に関する要綱第2条(抜粋)
(所掌事務)

第2条 計画検討委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域課題の整理に関すること。
- (2) ふじさわ障がい者プランの策定案に関すること。
- (3) ふじさわ障がい者プランの進行管理に関すること。
- (4) ふじさわ障がい者プランの進捗状況に鑑み、藤沢市障がい者総合支援協議会（以下「総合支援協議会」という。）に対する体制整備に向けた意見提案に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか 代表が必要と認めること。

2 具体的事項

(1) 事業評価

見直し前の障がい者プラン実施事業についての進行管理と評価を行います。主に継続事業を中心に、未達成事業への示唆、意見提案を行います。評価手法としては、各担当課の達成度評価をもとに、評価の低い事業を中心に分析を行います。また、令和3年度から5年度までの経年変化についてもまとめ、評価します。

(2) 新規事業への意見等

現プランの新規事業に関する取組状況を報告し、協議します。

(3) 地域課題の整理

地域課題について、協議会専門部会等の状況を確認しつつ、再整理を行います。

(4) 協議会への意見提案

協議会専門部会等の状況を確認しつつ、協議会への課題や取組みに関する意

見提案を行いながら、次期計画策定に向けて、ヒアリング手法の検討、当事者参加の手法等も含めた準備段階の検討を行います。

3 協議スケジュール

会議	日程	内容
第1回会議	5月28日	年間スケジュール、協議事項等の確認
第2回会議	8月26日	前計画（3～5年度）の事業評価
第3回会議	10月21日	進行管理（事業の進行管理結果が成果に及ぼす影響、課題点等の評価）、サービス量についての評価、協議会への提案事項についての意見交換
第4回会議	1月20日	年間報告、協議会への提案事項の決定

4 令和8年度までの協議事項（想定）

	6年度	7年度	8年度
事業評価	5年度分	6年度分	7年度分
課題検討	課題検討・提案	課題検討・提案	課題検討・提案
ヒアリング	手法検討	設計・実施	分析
アンケート調査	手法検討	設計・実施	集計・分析
次期プラン策定	現計画査読	現計画評価	次期計画作成

「こども家庭センター」について（情報提供）

令和6年4月から、子ども家庭課と南・北保健センター（健康づくり課）を窓口として、「こども家庭センター」の業務を開始しています。

「こども家庭センター」では、これまでの妊産婦や乳幼児に対する支援機能（母子保健機能）と、子育てや発達等への支援機能（児童福祉機能）が一体となり、より連携を強化して、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、切れ目のない相談・支援を行います。

1 相談内容について

妊娠・出産・子育て期に関する様々な悩みについて、相談を受け付けます。相談内容により、保健師や心理士、保育士などの専門職が相談に応じます。

2 支援について

相談者の話を伺い、希望などを確認しながら、必要に応じてサポートプランを作成し、様々な機関の制度や支援につなげることができるよう、一緒に考えていきます。

3 サポートプラン（書式例）

サポートプラン（児童福祉 乳幼児・学齢児等）			
○○さんのすこやかな育ちをご家族と一緒に私たちもサポートをしていきたいと思えます。 そのため、○○さんの希望が叶うよう、この「サポートプラン」などを使いながら、○○さんやご家族と一緒に考え、お手伝いをいたします。			作成日：○○○○年（令和○○年）○月○日
こどもの名前	○○○ 様	こどもの状況	○歳 小学○年
保護者の名前	○○○ 様、○○○ 様		
	こども	保護者	
気になること			
希望すること			
こども・保護者・支援者が一緒に解決をめざしていくこと			
	今すぐ取り進むこと	なりたい将来のすがた	
こどもがすること			
ご家族がすること			
支援者がお手伝いできること			
今後利用するサポート・事業、頻度・時期			
関係機関担当者			
切れ目のない支援のため、関係機関とプラン内容を共有することについて同意します。 (本人署名) _____ (日付) _____ 年 ____ 月 ____ 日			担当： _____ 連絡先： _____

以上
 （子ども青少年部 子ども家庭課、健康医療部 健康づくり課）

募集期間：2024年6月7日～2024年6月14日
定員：20名（受講の可否は後日連絡いたします）

喀痰吸引等研修事業
神奈川県認定研修

2024 _(R6)	年	度	(第2回)		
喀	痰	吸	引	等	第 三 号 研 修 (基本研修)
<難病特化型>				開	催 の お 知 ら せ

- ◆2012(平成24)年4月から「社会福祉士及び介護福祉士法」(1987年<昭和62>法律第30号)の一部改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の条件のもとで「たんの吸引等」の行為を実施できるようになりました。
- ◆日本ALS協会神奈川県支部は、神奈川県のお客様団体として初めて登録研修機関として登録されました。
- ◆2018(平成30)年度より県からの事業委託研修機関となり、横浜市磯子区に「研修センター」を開設しました。
- ◆当支部主催の本研修会は、県からの認定を受けて主に難病患者や重度障害者等に対して、安全かつ適切に喀痰吸引等を実施できる介護職員等を養成することを目的として、研修会を実施いたします。

【研修日】(A) <講義> 2024年6月29日(土)または30日(日) 14:00～16:30 (Zoomにて配信)
(B) <演習・講義・試験> 2024年7月13日(土) 9:30～16:00

【会場】(研修B日程のみ) 藤沢市役所・分庁舎 (2F活動室1・2) <JR藤沢駅北口徒歩3分>

【受講料】5,000円(保険料込み) ※別途教材費 2,000円(「喀痰吸引等研修テキスト」厚生労働省版)

申込方法：FAX または Eメール (ファイル添付) のいずれかの方法で受講申込書をお送りください。

<FAX: 045-330-6999> <E-mail: daihyo@als-kanagawa.org> 「日本ALS協会神奈川県支部研修担当」宛
☆「受講申込書」は、メールにてご請求ください。(神奈川県支部ホームページよりダウンロードも可)

研修スケジュールの概要 (新型コロナウイルス感染拡大等により、講義の一部はオンラインとなる場合があります。)

	研修内容	研修講師
(A) 6/29 (土) or 30 (日)	① 重度障害児・者等の地域生活等に関する講義 I	NPO法人 楽 理事長 柴田 範子 氏
	② 喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の支援に関する講義 人工呼吸器に係る緊急時の対応及び危険防止に関する講義 経管栄養に係る健康状態の把握及び食と排泄に関する講義	くにもと ライフサポートクリニック 院長 國本 雅也 氏
(B) 7/13 (土)	③ 喀痰吸引に関する講義と演習 ④ 経管栄養に関する講義と演習	わかば訪問看護ステーション 看護師 栢沼 牧 氏 はな訪問看護ステーション 管理者 大西 美智子 氏 ホームケアクリニック横浜港南 看護師 西尾 けい子 氏 訪問看護ステーション 看護師 (調整中) 氏
	⑤ 重度障害児・者等の地域生活等に関する講義 II (難病の概要とALS患者の療養生活について) 筆記試験 (知識の習得の確認)	

〒233-0015 横浜市港南区日限山 1-19-10

日本ALS協会神奈川県支部

TEL: 045-843-6690

FAX: 045-330-6999

基本目標1 尊厳を守り合う社会づくりの推進【共生の基盤づくり】

現行プランの進捗評価（5段階評価）

- ◆取組・事業については、令和3年度において1事業「1達成できなかった」であったが、令和4年度では「1達成できなかった」及び「2やや達成できなかった」はなかった。
- ◆25事業中23事業（92%）が、「4概ね達成できた」「5達成できた」という評価であった。令和3年度は、令和4年度と同様に23事業が「4概ね達成できた」「5達成できた」という評価であった。
- ◆障がい理解を促進する取組については概ね達成されており、アンケート調査結果からも改善がうかがえる。一方で情報保障や意思決定の取組については未達成のものもあり、意思疎通に係る施策の推進に関する法律の制定などを踏まえ、感染症情報や障がい者が必要とする情報の取得及び利用など取組の手法等を改善していく必要がある。

聞き取り調査・アンケート調査からの課題整理

- 障がいへの理解について
 - ・「地域で自分らしく活動ができるよう、行政が特に力を入れるべきこと」として、障がい者・障がい児調査ともに「障がいへの理解と対応を広く伝えていく活動」の回答が24.4%であった。
 - ・対象者が少数であったり、見た目が分かりづらい障がいに対する理解が不足
 - ・差別を受けた経験の有無において、発達障がいの方30.8%、精神障がいの方18.5%
 - ・発達障がいのある人の特性把握が不十分
- 合理的配慮・バリアフリー環境について
 - ・視覚障がい・聴覚障がいへの配慮が不足
- 差別・偏見について
 - ・不当な差別を受けた経験が「ある」とした回答者全体は減少（前回21.8%⇒今回12.4%）
 - ・障害者差別解消法の「名称も内容も知っている」の回答は障がい児調査で減少（前回23.6%⇒今回13.3%）
 - ・不当な差別を受けた場所として、バスや電車などの交通機関：32.9%、学校や職場：31.4%、スーパーやレストラン：20%といった日常生活でよく利用する空間での経験が多い
- 虐待について
 - ・令和元年から虐待対応件数が増加している（R1:18件、R2:21件、R3:24件、R4:37件）
- 権利擁護の制度について
 - ・障がいのある人の権利を守る制度についての認知度は44.2%である。
 - ・制度利用にあたり、「制約が多く、成年後見制度の使い勝手が良くない」や、「自立に向けた賃貸借契約等の保証人の担保に関して課題がある」との意見がある

国の動向

- 障がい者等に対する虐待の防止
 - ・事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の促進
- 合理的配慮の事業者への義務化
 - ・（改正）障害者差別解消法における事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供の義務化
- 障がい者による情報の取得・利用、意思疎通の推進
 - ・障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法に基づく障がい者による情報の取得・利用、意思疎通に係る施策の総合的な推進

中間見直しに向けた方向性

- 共生のための環境づくり
 - ・差別等を受けている人は減少しているものの、障がいによって経験の有無が異なり、「精神障がいや内部障がいといった、見た目には伝わりにくい障がいがある人」への理解促進
 - ・学校や職場といった特定の人と関わる場所と、交通機関等の不特定多数の人が関わる場所で、相互理解を高める施策を分けて検討することが必要
 - ・障がいの有無に関わらず、暮らしやすい地域共生社会を実現するための包括的な支援体制を構築していくことが必要
（インクルージョンの推進に関する取組の強化）
- 権利擁護の推進
 - ・福祉サービス利用など、生活への支援や手助けが必要な障がいのある人の権利を守れる体制を構築していくことが必要
（利用しやすい権利擁護事業の検討）

中間見直しにおける重点推進項目

1-1 共生のための環境づくり

（1）障がい理解と心のバリアフリーの促進

- ・講演会や体験イベントの実施、啓発用素材の作成・活用、ヘルプマーク等の普及に努めるとともに、精神障がいや内部障がいといった見た目では伝わりにくい障がいがある人や障がいへの理解促進を強化します。
- ・学校や職場、地域の中で、障がいの有無にかかわらず、あらゆる人が生活への支援や手助けをお互いに受けられ、支え合いながら暮らすことのできるインクルーシブな社会づくりを進めます。

（2）合理的配慮の提供の推進

- ・各種訪問調査時等における手話通訳者の派遣、視覚障がい者IT講習会の開催をはじめ、コミュニケーション手段の確保及び情報保障に係る支援を充実します。
- ・プッシュ型の情報発信を推進し、障がいの特性や程度にかかわらず、必要な情報を取得できる環境づくりに取り組みます。
- ・公共施設や公園、街や道路の整備、交通バリアフリー等について、計画段階から望ましい整備が進むよう、関係部署・関係機関との連携を図ります。
- ・行政内での合理的配慮の提供を更に推進するため、職員の対応力向上に取り組みます。
- ・民間事業者による円滑な合理的配慮の提供を促進するため周知、啓発、相談等に取り組みます。

1-2 権利擁護の推進

（1）差別解消と虐待防止の推進

- ・学齢期からの人権意識の向上に向け、インクルーシブ教育や人権教育を進めるとともに、福祉サービスの活用を促すことにより、障がい者の日常生活環境の充実に取り組みます。
- ・「藤沢市人権施策推進指針」に基づく人権啓発の推進、誰もが利用しやすい人権相談体制の充実を図ります。
- ・「障がい者差別解消支援地域協議会」を開催し、障がいを理由とする差別解消に取り組みます。
- ・「障がい者虐待防止センター」において、障がい者虐待の防止、早期発見・対応に取り組みます。
- ・ジェンダー平等、子ども、高齢者、職場などでの差別解消、虐待防止に向け、各事業を推進するとともに、関係部署、機関と連携し、世代や分野を超えた課題の解決に取り組みます。

（2）意思決定支援の推進

- ・日常生活・社会生活を送る上での選択、判断、決定等について、本人が主体的にできるよう、家族とも協力し、意思決定支援に関する支援者の資質向上に向けた取組を推進します。
- ・障がい福祉サービスの利用や金銭管理に係る判断を補う支援（日常生活自立支援）を継続して推進するとともに、成年後見制度利用に係る各種の取組を実施します。

基本目標2 支援体制の強化【支援の基盤づくり】

現行プランの進捗評価（5段階評価）

- ◆取組・事業については、令和3年度において1事業「1達成できなかった」あったが、令和4年度においても1事業「1達成できなかった」事業があった。
- ◆21事業中20事業が、「4概ね達成できた」「5達成できた」という評価であり、令和3年度は21事業中19事業が「4概ね達成できた」「5達成できた」という評価であった。
- ◆相談支援の取組については全般的に達成されているが、総合相談等の体制の評価が必要な時期になっている。体制整備の取組についても概ね達成されているが、障がいの程度や状況にかかわらず、障がいのある方が、地域生活を継続していくための体制整備や地域移行・地域定着などに対応していく必要がある。

聞き取り調査・アンケート調査からの課題整理

- 相談支援について
 - ・市が力を入れることとして、わかりやすい情報の発信（29.9%）が求められている。
 - ・相談する人が「いない」人は5.1%
 - ・支援に関する情報の入手方法において、情報の入手先は、市・県の広報、問い合わせ、ホームページで全体の75.5%を占めている。
 - ・「利用者が自分に適した事業所・サービスを選択するための情報が不足している」や「計画相談のサービス量・質ともに不足している」との意見があり、実際のセルフ率も50.8%（R5年3月31日時点）であった。
- 主な支援者の代わりや不測の事態について
 - ・障がい者調査では主な支援者が病気や不在のときに、代わりの支援者がいないと回答した割合は増加（前回20.0%⇒今回36.1%）
 - ・「急遽、家族の支援を受けられなくなった時の支援が不足している」や、「安全・安心プランの普及や実効的な運用が足りていない」との意見がある
- 支援者間の連携・協働体制について
 - ・障がい福祉施策の充実のために市が取り組むこととして「障がい者を支える家族や福祉サービス従事者、関係機関職員などへの支援」の回答は33.7%であった。
- 福祉人材の確保と育成について
 - ・希望する福祉サービスを「利用できなかった」人は15.4%
 - ・「障がい福祉全体の人材の高齢化や人材が不足し、障がい福祉におけるマンパワーが足りていない」や「障がい特性を理解した福祉人材の育成が急務である」との意見がある

国の動向

- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、市町村による包括的な支援体制の構築の推進
- 障がい者等の地域生活の支援体制の充実
 - ・共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることが追加 など
- 地域における相談支援体制の充実強化
 - ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進、「地域づくり」に向けた協議会の活性化 など
- 障がい福祉サービスの質の確保
 - ・障がい福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実 など
- 障がい福祉人材の確保・定着
 - ・ICTやロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化や職場環境の整備の推進

中間見直しに向けた方向性

- 相談支援の強化
 - ・基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業所等との既存のネットワークを基に、関係機関や福祉サービス事業所との連携強化を図り、障がいのある人の地域生活を支える体制の構築が必要
- 連携による支援体制の強化
 - ・市として、障がいのある方一人ひとりの不測の事態に対応可能な実効性のある体制構築が必要（安全・安心プラン）。
- 支援・サービス提供体制の確保
 - ・福祉サービスの充実に向けた、行政内外での連携を踏まえた、「人材確保」「質の向上」などの総合的な取組が必要

中間見直しにおける重点推進項目

2-1 相談支援の強化

(1) 福祉情報・相談窓口の利便性の向上

- ・「藤沢市障がい者福祉の手引き」などの配布を継続し、インターネットの活用や相談窓口等でのわかりやすく、丁寧な情報提供を実施します。
- ・保健・福祉分野の総合的な相談窓口として、福祉総合相談支援センター、北部福祉総合相談室、地区福祉窓口において、相談に対応します。
- ・基幹相談、専門相談（発達・高次脳・重心）、総合相談（4地域）に専門職の配置し、専門機関等との連携により、様々な障がいに対応する専門的な相談に対応します。

(2) 相談支援体制の拡充

- ・障がい特性や多様化している生活課題に対し障がいのある人のQOLの向上のために、地域移行や地域定着に向けた多職種・多機関連携の調整などを担う、相談支援専門員の人材確保、質的向上に取り組みます。

(3) 計画相談支援・障がい児相談支援の推進

- ・障がい福祉サービスを利用する多くの人が、計画相談支援事業所・障がい児相談支援事業所の支援を受け、障がい福祉サービス等を有効に利用できるよう、支援体制の整備を進めます。

2-2 連携による支援体制の強化

(1) 横断的な協議体制の確保

- ・総合支援協議会において、地域課題解決に向けた支援体制構築のための協議を進めます。
- ・ケースにおける他分野多機関での支援について、基幹相談支援センターの支援者に対するコンサルテーションを実施します。
- ・緊急時や災害時における支援者との連携を円滑に行うため、「安全・安心プラン」を軸にした取組を推進します。

(2) 地域における支援体制の構築

- ・入所・入院先などから地域生活へと移行し、自分らしい生活を継続できるよう、相談や一時的な宿泊、緊急対応等の支援体制の強化を検討します。
- ・地域共生社会の実現をめざし、複合・複雑化した支援ニーズに、きめ細かく対応するため重層的支援体制を構築に向け、関係各課で連携し、世帯支援を実施します。
- ・緊急時や災害時における支援者との連携を円滑に行うため、自治会や民生委員との関りを深める取組を促進します。

2-3 支援・サービス提供体制の確保

(1) サービス提供施設・事業所の充実

- ・障がい福祉サービスの質の向上に向けて、市内障がい福祉サービス事業所が抱える課題の解決に取り組むなど、サービスの充実をめざします。

(2) 支援人材の育成・確保

- ・支援を担う専門職、住民同士の支え合い活動を担う人材等の育成・確保に取り組みます。
- ・福祉の仕事に関心のある人たちに向け、藤沢市の障がい事業所等の認知度を上げていくことにより、新規人材の確保に向けた取組や事業所支援を行います。

基本目標3 地域での生活を支える支援の充実【日常生活の支援】

現行プランの進捗評価（5段階評価）

- ◆取組・事業については、令和3年度において「1達成できなかった」が1事業、「2やや達成できなかった」が2事業であった。令和4年度においては、「2やや達成できなかった」が1事業となっており、多少改善がみられた。
- ◆37事業中32事業が「4概ね達成できた」「5達成できた」という評価がされている。令和3年度は37事業中19事業が「4概ね達成できた」「5達成できた」という評価であった。
- ◆個別支援については、提供側としての達成度は一定見られるものの、医療的ケアをはじめとする重度障がい者のニーズに応じた支援についてはあまり達成できていないものと考えられる。

聞き取り調査・アンケート調査からの課題整理

- 福祉サービスの利用状況について
 - ・希望する福祉サービスが利用できなかった経験が「ある」方は障がい者調査で15.4%、障がい児調査で39.8%で、特に「発達障がいのある人」「在宅で支援区分の高い人」で高い
 - ・医療的ケアの必要な重症心身障がいなどに対応した福祉サービス、精神障がいに対応した生活介護や居宅介護、余暇支援を含む移動支援、機能別の短期入所が不足している
- 障がいのある人の高齢化及び重度化について
 - ・障がい者調査における当事者の年齢は「60代以上」が56.4%を占める
 - ・要支援・要介護の認定割合は、前回調査から増加（前回16.2%⇒今回26.1%）
- 主な支援者の高齢化について
 - ・障がい者調査における主な支援者の年齢は、「60代以上」が60.3%を占める
 - ・「支援者の高齢化に伴う身体的・精神的な負荷の増加している」との意見がある
- 本人の希望や障がい特性に応じた生活の場の確保について
 - ・「親亡き後を見据えた生活の場の不足」や「医療的ケアの必要な重症心身障がいや自閉症や行動障がいなどの発達障がいに対応した生活の場の不足」との意見がある

国の方向性

- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援
 - ・重度障がい者等への支援など、地域ニーズへの対応
 - ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
 - ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実 など
- 発達障がい者等支援の一層の充実
 - ・発達障がい者地域支援マネージャーの地域支援機能の強化、強度行動障やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進 など
- 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
 - ・障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
 - ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
- よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい(児)福祉計画の策定
 - ・データに基づいた地域における障がい福祉の状況の正確な把握、障がい児者にとって身近な地域で支援が受けられるよう事業所整備を進める観点からのよりきめ細かいニーズ把握

中間見直しに向けた方向性

- 一人ひとりの必要に応じた支援の推進
 - ・今後、入所等からの地域移行等支援の継続や発達障がい者等支援の充実を図るため、本人の障がい特性や、生活状況に応じたサービスを提供できる体制が必要
 - ・強度行動障がいのある人への支援が必要
 - ・利用者ニーズ等を踏まえた量的拡充の必要なサービスと、既存のサービス提供事業所の質の向上を図るサービスの、それぞれの重点を整理して、今後の確保方策を検討することが必要
- レスパイトや緊急時の一時支援など、在宅生活を底から支えるサービスの拡充
 - ・支援者の高齢化や、生活の多様化を踏まえ、ショートステイなど、障がいのある人の在宅生活を下支えるサービスの拡充が必要
- 暮らしの場の確保支援
 - ・親亡き後、支援者なき後を見据え、障がいのある人が自立した地域生活に移行する際のグループホーム等を含めた住居の確保が必要
 - （グループホームから自立した人の地域定着の充実が必要）

中間見直しにおける重点推進項目

- 3-1 一人ひとりの必要に応じた支援の推進
 - (1) 様々な障がい等に応じた支援の充実
 - ・多様な障がいへの認識を深め、一人ひとりの状況に応じ、チームアプローチを基本とした支援を充実します。
 - ・広域の支援機関等と連携し、障がい特性に応じた継続的な支援に取り組みます。
 - (2) 重度障がいに対応した支援基盤の充実
 - ・市内の障がい福祉サービス事業所や医療機関及び広域の支援機関と連携し、重度障がい児者や難病患者を含めた医療的ケアを必要とする方、発達障がい、強度行動障がいのある方が、自分らしい生活を実現していくことができるよう、幅広いサービス提供ができるよう取り組みます。
 - (3) 障がい当事者の高齢化への対応
 - ・障がいのある人と高齢者が共に活動できる共生型サービスの充実を図ります。
 - ・多様な地域課題を解決するため、地域包括支援センター等との連携による支援体制の充実を図ります。
 - ・障がいのある人が介護保険サービスの利用対象者となっても、障がい特性に応じたサービス利用を継続できるよう調整します。
- 3-2 障がい福祉サービス等の充実
 - (1) 障がい福祉サービスの充実
 - ・障がいのある人の地域での生活を見据え、本人の障がい特性や生活状況に応じた障がい福祉サービスを利用できるよう各種サービスの充実に努めます。
 - (2) その他の福祉サービスや事業との連携
 - ・高齢者福祉と連携し、日常生活の支援に係る福祉サービスの確保に努めます。
 - ・社会福祉協議会、民生委員・児童委員と連携し、障がい者の地域生活支援を推進します。
 - (3) 家族の支援
 - ・家族介護者の高齢化や生活状況の多様化を踏まえ、短期入所・日中一時支援・移動支援等の障がいのある人の在宅生活を支え、家族介護者の負担軽減に資するサービスを拡充します。
 - ・障がいのある方の家族が、病気や障がいへの認識、障がい福祉サービス等への理解を深められるよう、相談支援・家族教室・家族相談等を実施します。
- 3-3 暮らしの場の確保支援
 - (1) 住まいの確保支援
 - ・日中サービス支援型共同生活援助の支援内容を充実させるとともに、入居費用を支援します。
 - ・地域生活に移行する際の住居確保に係る支援を行います。
 - ・市営住宅のバリアフリー対応や障がい者優遇制度の運用、住宅確保要配慮者支援などについて、関連部署との連携を図ります。
 - (2) 入所施設等の整備
 - ・重度障がいがあり、医療的ケアが必要な人が、安心して生活できるよう入所施設等の整備に向けた検討を引き続き進めます。
 - (3) 住宅改良の支援
 - ・既存の住宅のバリアフリー化に係る支援を実施します。

基本目標4 子どもの育ちを支える支援の充実【療育・教育等】

現行プランの進捗評価（5段階評価）

- ◆取組・事業については、令和3年度において未達成事業はなかった。令和4年度に関しても、未達成事業はなく、基本目標達成に向け事業を進めることができている。
- ◆20事業中19事業（95%）が、「4概ね達成できた」「5達成できた」という評価であり、令和3年度は、20事業中16事業（80%）が「4概ね達成できた」「5達成できた」という評価であった。
- ◆子育て支援施策の充実を背景に取組は充実しているものと考えられるが、早期発見、早期療育等のきめ細かな体制づくり、取組の推進に向けた検証が必要と考えられる。

聞き取り調査・アンケート調査からの課題整理

- 相談体制について
 - ・相談する人が「いない」人は3.1%
 - ・相談支援を充実させるために必要なこととして、「専門的な相談や助言ができる人材がいること」65.6%、「対応する人が障がい特性を理解してくれること」58.6%と高い
- 療育・教育について
 - ・十分な支援がうけられているかについて、「十分・おおむね十分」が73.4%
 - ・幼稚園や学校等で困っていることについて、「通い先との間の移動・送迎が大変」「障がいに応じた学習や訓練が不十分」が高い
 - ・「医療的ケア児や行動障がいといった障がい特性に配慮した療育・教育環境が不足している」との意見がある
- 放課後の過ごし方について
 - ・学校や放課後等デイサービスと本人の体調等について共有している人は77.6%
 - ・放課後や休日の過ごし方で困っていることについて、前回調査と同様で「様々な体験をさせたいが、支援体制がない」「家族の負担・ストレスが大きい」が高い
 - ・放課後等デイサービス事業所を選ぶ上で重視したことは、「学校や自宅への送迎をしてくれる」「希望する曜日に空きがある」といった利用する上での使いやすさの項目が上位
- 障がい児施策の充実について
 - ・希望する福祉サービスを「利用できなかった」人は39.8%
 - ・障がい福祉施策を充実させるための市の取組は、障がい児では「障がいのある人が自分で社会生活を送るための能力を高める支援」「人生の節目や生活状況に応じた支援」が高い
 - ・「児から者へのライフステージの移行に伴う生活環境の変化への順応が難しい状況」との意見がある
 - ・将来の生活に向けての家庭での取組は、「自分の意思を他人に示す練習をしている(64.1%)」「身だしなみや身の回りの整理整頓の練習(55.5%)」が高い一方で、「子どもの将来について、相談支援員などの専門職に相談している」は15.6%、「特に何もしていない」は10.9%となっている

国の動向

- 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・児童発達支援センターの地域での中核的役割や機能強化による重層的な支援体制の整備、地域におけるインクルージョンの推進
 - ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築
 - ・障がい児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進 など
- 障がい児支援体制の強化
 - ・地域における障がい児や医療的ケア児等への支援体制の強化

中間見直しに向けた方向性

- 子どもの成長・発達に合わせた療育環境の支援
 - ・家庭生活や放課後等デイサービス等の福祉サービスの利用において、子どもの成長に応じた適切な療育を行えるように、児童発達支援センターの機能を強化し、障がい児通所支援事業所の質の向上や地域のインクルージョンの推進のための取組、相談支援体制の充実が必要
- 保護者へのサポートと支援のバランスの両立
 - ・在宅での子育て、療育を支えるための支援を充実させる一方で、子どもに適切な療育環境を保護者が検討できるような情報や知識に関するサポートを充実させることが必要
- 医療的ケア児等への支援の充実
 - ・医療的ケア児等への支援として、医療的ケア児等コーディネーターの配置の推進を図るとともに、関係機関等の連携促進、関係情報の集約・発信、支援者の養成など、総合的な支援体制の充実が必要

中間見直しにおける重点推進項目

- #### 4-1 障がいの早期発見と乳幼児期における発育・発達支援の充実
- ##### (1) 障がいの早期発見・早期対応の推進
- ・乳幼児健診・健診フォローに係る支援、未熟児・慢性疾患児等保健指導などにより障がいの早期発見に取り組みます。子育て世代包括支援センター（母子保健事業）と児童発達支援センター、子育て支援センター、保育園、幼稚園、医療機関等の連携により障がいへの早期対応を進めます。
 - ・難聴児支援、重度重複障がい、医療的ケアの必要など、専門的な対応が必要な場合は、医療機関や広域の専門機関との連携により、有効な支援につなぎます。
- ##### (2) 保育・療育の充実
- ・児童発達支援センター、児童発達支援事業所、保育園、幼稚園、発達支援に係る専門機関等と連携して、障がいや発達に心配のある未就園児の支援体制の充実を図ります。
 - ・保育園・幼稚園における特別支援保育の実施、保育所等訪問支援、幼稚園・保育園等職員における発達支援コーディネーター育成支援などに取り組むとともに、障がいの有無にかかわらず、幼児期から互いの個性を認め、共に過ごすインクルーシブルな関係づくりを進めます。
- #### 4-2 学齢期における教育等支援体制の充実
- ##### (1) 学校教育の充実
- ・特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室の運営、教育相談コーディネーターの設置など、一人ひとりに応じた学習支援体制を充実するとともに、介助員・学校看護師の派遣をはじめ、医療的ケアが必要な子どもへの対応も含め、学校生活の支援体制を確保していきます。
 - ・学校教育、学校生活を通じて、障がいの有無にかかわらず、互いの個性を認め、共に過ごすインクルーシブルな関係づくりを進めます。
- ##### (2) 様々な学びや体験機会の充実
- ・障がいのある子どもが、放課後や学校長期休業中も心豊かに過ごせるよう、放課後児童クラブや放課後等デイサービスなどの居場所の提供や特性に応じた支援の質の向上に努めます。
- #### 4-3 切れ目のない障がい児支援の充実
- ##### (1) 成長に応じた発達支援の充実
- ・発達に心配のある子どもたちの成長に応じた支援が、円滑に行われるよう、保護者、保育園、幼稚園、学校等と連携して切れ目のない支援を実施していきます。
 - ・児童発達支援センターの地域の中核的役割や機能の強化を図ることにより、障がい児支援の質の向上など、地域支援に努めます。
- ##### (2) 障がい児支援サービスの充実
- ・身体障がい、知的障がい、発達障がい等の支援が必要な子どもがそれぞれの障がい特性や生活状況にあった支援を受けられるよう、サービス利用の計画づくりを支援するとともに、医療的ケアが必要な子ども、重症心身障がいの子どもにも対応した支援体制の強化を含め、必要なサービスの拡充を進めます。また、障がい児福祉サービスの質の向上に努めます。
- ##### (3) 子育ての支援
- ・経済的支援や一時預かり、送迎支援などを通じて、障がいのある子どもを育てる保護者の負担を軽減し、他の家族の養育や自らの就業継続などが、可能となるよう支援します。
 - ・障がいへの早期対応・軽減に係る継続的な受診を支援します。
 - ・子どもの障がいを理解し、日々の生活の中で、本人の成長に応じた子育てを行っていくことができるよう、保護者に対する療育に関する知見や利用できる支援などの情報提供を充実します。
 - ・医療的ケア児の支援体制の充実及び、医療的ケア児やそのご家族が、地域において安心して生活できるよう、医療、保健、福祉、教育、その他行政機関等の関係機関間のネットワークの構築に努めます。

基本目標5 社会参加を支える支援の充実【参加・活躍の支援】

現行プランの進捗評価（5段階評価）

- ◆取組・事業については、令和3年度は、2事業が「1達成できなかった」であった。令和4年度は、未達成事業はなく、ボトムアップはできたといえる。
- ◆38事業中36事業（約94.7%）が、「4概ね達成できた」「5達成できた」という評価がされている。令和3年度は38事業中34事業（約89.5%）が「4概ね達成できた」「5達成できた」という評価であり、令和4年度に向けて改善されている。
- ◆就労、社会参加の取組については概ね達成できているとあるが、就労定着や継続的な社会参加等において課題があるものと考えられる。障がい者スポーツについては、東京パラリンピックのレガシーを継承するなど、気運を捉えた取組を進めるべきであり、ボランティア等の社会資源を有効に活用すべきである。あわせて手話通訳者の養成などにおいては、障がい理解につながるよう副次的な効果を意識した取組が求められる。

聞き取り調査・アンケート調査からの課題整理

- **就労について**
 - ・障がい者調査での就労希望として「企業等の一般雇用」「企業等の障がい者雇用」「福祉的就労」でそれぞれ1割前後となっており、働き方のニーズが多様となっている
 - ・就労している人の就労時の困りごとが「特にない」人は51.5%
 - ・「市における雇用促進するための制度の積極的な導入、推進ができていないと当事者が感じている」や「雇用する企業側の障がい者の就労環境整備が追い付いておらず、定着率が改善できていない」との意見がある
- **地域活動について（スポーツ・文化・自然体験）**
 - ・外出時の困りごとが「特にない」人は32.2%
 - ・地域活動に「参加している」人は20.9%、参加している活動では「自治会・町内会の活動」「友人・知人同士の趣味の集まり」が多い
 - ・障がい児調査では、学校以外で通ってほしい活動として、体験を通じた様々な経験を重ねられる活動へのニーズが高い
- **情報入手や意思疎通のために必要な施策について**
 - ・地域生活を行う上で必要な支援として、「障がいのある人が入手しやすい情報の発信の工夫」は障がい支援区分の高い人で多くなっている。
 - ・情報を手に入れたり、自分の意思を相手に伝えやすくするために必要な施策として、「障がいの種類・程度に応じた情報の伝達手段の充実」「障がいの種類・程度にかかわらず同じ情報が得られる仕組みや環境の整備」が高い

国の動向

- **障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進**
 - ・就労の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施 など
- **福祉施設から一般就労への移行**
 - ・一般就労への意向及び定着状況に関する成果目標の設定等、地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組 など
- **障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進**
 - ・障がい特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進
- **障がい者による文化芸術活動の推進**
 - ・障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的な推進

中間見直しに向けた方向性

- **就労等への参加・活躍支援の推進**
 - ・一般就労を目標とした就労訓練や就労移行支援等の福祉サービスの充実とともに、**多様な働き方や雇用形態に関する地元企業への啓発が必要**
- **情報取得や意思疎通支援の推進**
 - ・プッシュ型の情報発信を推進し、障がいの種類や程度にかかわらず、必要な情報の取得・発信をするための仕組みや環境整備の検討が必要
- **地域活動への参加に向けた支援**
 - ・障がい児の保護者に向けた、地域活動の情報提供の在り方を検討することが必要（必要な情報の内容/適当な情報提供方法など）
 - ・障がいの有無にかかわらず、地域活動に参加できる環境づくりやサポートが必要
- **スポーツや文化芸術活動の推進**
 - ・障がい者、障がい児がスポーツや文化芸術活動を楽しむことができる環境や場を充実させることが必要

中間見直しにおける重点推進項目

5-1 就労等への参加・活躍支援の推進

(1) 就労支援体制の充実

- ・障がい者雇用を進めるとともに、職場実習の場の提供、市役所内での物品販売等働く機会の確保、障がい者優先調達推進などの取組を積極的に進めます。
- ・就労関係機関、学校及び企業等と連携し、**市内の企業等に対して、障がいのある人の多様な働き方や雇用形態についての周知を行い、一般就労の促進と就労定着の向上に取り組みます。**
- ・**工賃の向上や一般就労への移行に向け、市内就労系サービスにおける共同受注のあり方の検討や新たに始まる就労選択支援事業を効果的に活用するための検討を行います。**
- ・市内障がい福祉サービス事業所と学校が連携した進路の検討、障がい者雇用に向けた取組の充実を図ります。

(2) 様々な仕事や創作活動の充実

- ・通所施設における生産・創作活動の充実など、障がいのある人が仕事を通じて参加・活躍できる機会の拡充を進めていきます。

5-2 様々な活動への参加促進や支援

(1) 文化・スポーツ活動の充実

- ・**障がい者や障がい児がスポーツを楽しめる環境整備**、団体組織の継続支援、各種スポーツ大会の開催や参加支援、スポーツ指導者やボランティアの確保、スポーツ活動を通じた健康維持・増進などを総合的に推進します。
- ・誰もがスポーツを楽しめるインクルーシブスポーツの推進に取り組みます。
- ・文化芸術にふれる様々な機会づくり、障がいの有無にかかわらず参加する文化芸術活動の推進に努めます。

(2) 様々な活動への参加促進

- ・市民・各種活動団体等と連携し、生涯学習事業等への参画を促進します。
- ・**地域活動への参加を妨げる障壁を除外するために、活動についての適切な情報を提供・発信し、点字録音図書**の製作・貸出など、**障がい者や障がい児**が参加しやすい環境づくりを進めます。

(3) 当事者・家族団体等の活動支援

- ・障がい当事者・家族団体等の紹介をするとともに、団体活動の支援などを継続します。

5-3 活動の手段や環境の確保

(1) 外出・移動支援の充実

- ・社会参加の基盤として、各種交通費助成を実施するとともに、同行援護・行動援護・移動支援など障がい福祉サービスの充実を図ります。

(2) 情報の受発信支援

- ・要約筆記体験会、手話奉仕員の育成、点訳・音訳等ボランティア講習会など、人材の育成・確保に取り組みます。
- ・手話通訳者・要約筆記者の派遣や市役所での手話通訳者設置等を実施します。

基本目標6 生活の安心を支える社会づくり【安心の基盤づくり】

現行プランの進捗評価（5段階評価）

- ◆取組・事業については、令和3年度において、2事業が「1達成できなかった」であった。令和4年度においては、未達成事業はなく、ボトムアップはできたといえる。
- ◆23事業中19事業（約82.6%）が、「4概ね達成できた」「5達成できた」という評価であった。令和3年度は23事業中18事業（約78.3%）が「4概ね達成できた」「5達成できた」という評価がされていたことから、令和4年度に向けて改善されている状況である。
- ◆福祉、医療の連携については、医療的ケア児等支援法の施行も踏まえ、積極的な取組を推進する必要がある。障がい児福祉以外の医療での成人科移行、障がい者福祉への移行時の課題を捉え、当事者と家族にとって切れ目のない支援体制を構築する必要がある。防災の取組については、概ね達成できたとあるが、当事者と家族に実感のある効果は生じていないことから、不安要素を軽減させる手法などの改善が必要であると考えられる。

聞き取り調査・アンケート調査からの課題整理

- **医療的ケアや医療機関の受診について**
 - ・ 障がいのある人の受診時に「困りごとがない」人は61.1%
 - ・ 医療的ケアが必要な人の「受診の際に困っていること」について、障がい者では「移動手段がない」「付き添い等の介護者がいない」「自分に合う薬や治療やリハビリの方法を見つけれない」が高く、障がい児では「希望する専門の医療機関が見つからない」「かかりつけ医を決められない」「本人が受診を嫌がる」が高い
 - ・ 「市内に発達障がいや難病などの専門的な医療機関が限られている」との意見がある
- **災害時について**
 - ・ 「地域で自分らしく活動ができるよう、行政が特に力を入れるべきこと」として「障がいがあっても安心できる防犯・防災体制」が高い
 - ・ 火事や災害時の不安が「特にない」人は10.2%、最も多い困りごとは「投薬や治療が受けられなくなる」
 - ・ 火事や災害時に助けてくれる近所の人「いない」人は41.3%、周囲に支援を求めるときの困りごとは「誰に支援を求めればよいかわからない」
 - ・ 「火事や地震時1人で判断して避難できるか」について、障がい者では47.7%、障がい児では12.5%が「できる」と回答し、障がい者では、高次脳機能障がいや重症心身障がいの方、障がい児では、知的障がいや知的判定、重症心身障がいの方は「できる」の回答の割合が低い
 - ・ 「避難行動要支援者名簿の作成・運用が自治会や町内会に任せられており、網羅的な運用ができていない」や「個別避難計画の策定状況が芳しくない」との意見がある
- **経済的支援について**
 - ・ 「今後の生活で不安に感じていること」について「生活費」と回答した人は、障がい者では43.6%、障がい児では39.8%となっており、障がい者調査では「生活費」の回答が増加（前回36.0%⇒今回43.6%）特に、障がい者調査では精神障がいや発達障がいの方、障がい児では指定難病の方で「生活費」の回答が高い
 - ・ 「本人だけでなく家族も含めて経済的に困難である障がい者がいる」との意見がある

国の動向

- **障がい児のサービス提供体制の計画的な構築**
 - ・ 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築
- **難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化**
 - ・ 医療費助成の開始日を重症化したと診断された日に前倒し
 - ・ 難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の強化
- **災害対策基本法の改正**
 - 令和3年の災害対策基本法の改正により、市町村において概ね5年で、避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」の作成が努力義務化

中間見直しに向けた方向性

- **医療的ケアの必要な人への支援の充実**
 - ・ 医療的ケアのある人への福祉サービスの充実だけでなく、医療的ケアが必要な人の受け入れ可能な施設等に対し、地域生活に必要な情報提供などを充実させていくことが必要
 - ・ **障がい歯科の保健医療体制の充実が必要**
- **緊急時・災害対策等の強化**
 - ・ 緊急時や災害時の障がいのある人の命を守るための手段を、家族や支援者だけに限らず、地域でも守れる方法と体制を構築していくことが必要
 - ・ **要支援者名簿の聞き取り拡充と、安全・安心プランと併せた個別避難計画の推進が必要**
- **経済的な支援の推進**
 - ・ 工賃の向上など、障がいのある人が経済的にも自立した生活を行えるような経済的基盤を充実させる働きかけや施策の検討が必要

中間見直しにおける重点推進項目

6-1 保健医療体制の確保

(1) 健康増進・リハビリの推進

- ・ 障がいのある人が利用しやすい健康診断・検診・相談・受診・指導・教室等の体制を、医師会や歯科医師会等の関係機関と連携し、各機会の利用を促進します。

(2) 受診しやすい医療体制の確保

- ・ 障がいのある人が適切に医療を利用できるように、各種医療費の助成を通じて、医療費負担の軽減への支援を行うとともに、受診時や入院時における意思疎通が困難な重度障がいのある人と医療従事者とのコミュニケーションを支援します。

(3) 医療的ケアと家族への支援環境の整備

- ・ 医療的ケアが必要な人やその家族に対し、在宅医療、在宅看護、短期入所等の活用により、生活環境の充実を図ります。

6-2 緊急時対応・災害対策等の強化

(1) 緊急時支援の確保

- ・ 体調急変時等に、自ら通報できる体制の確保を支援するとともに、地域の中の見守り・通報体制を確保していきます。

(2) 災害対策・感染症対策の強化

- ・ 災害への備えとして、避難行動要支援者名簿作成のための聞き取りを拡充させ、障がいのある人の希望に応じて、自治会・町内会や自主防災組織と連携した地域における防災・避難対策に取り組みます。
- ・ 「藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に基づき、関係課と連携して個別避難計画の作成に取り組みます。
- ・ 「安全・安心プラン」の作成を推進することで、障がいのある人の個々の状況把握を踏まえ、関係課と連携した防災対策や避難対策に活用していきます。
- ・ 障がいのある人や支援者の防災意識の向上を促進するとともに、障がいのある人や家族、支援者等による地域の防災訓練等への参加を促進します。
- ・ 災害時における災害情報の確かな伝達、医療援護体制機能の強化、指定避難所等における対応の充実を図ります。
- ・ 感染症対策として、国・県の方針及び感染状況を踏まえ、柔軟に対応します。
- ・ 災害時・感染症流行時に、日頃の障がい福祉サービス等の利用ができなくなる状況を回避できるよう、障がい福祉サービス事業所及び関係機関との連携体制の充実を図ります。

6-3 経済的な支援

(1) 経済的な支援

- ・ 年金や手当、給付金の支給、各種減免制度などの情報提供及び手続の支援をしていくとともに、経済的自立の実現・継続に向けた支援に努めます。